

第 136 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 136 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 9 月 3 日（金）19:35～20:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. キャリア交流プラザ事業について（厚生労働省）

2. 実施要項（案）等の審議

○ 計量士試験の試験実施業務（経済産業省）

3. その他

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（厚生労働省）

職業安定局 北條首席職業指導官、首席職業指導官室 有賀中央職業指導官

（経済産業省）

産業技術環境局計量行政室 吉川室長、多田課長補佐、吉岡課長補佐

（事務局）

館事務局長、和田参事官、栗田参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第136回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「キャリア交流プラザ事業」について、経済産業省の「計量士試験の試験実施業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

始めに、「キャリア交流プラザ事業」についての審議を行いたいと思います。

本件事業につきましては、全国9労働局におきまして、本年3月より入札手続を行いましたが、このうち、有資格者の応札がなかった7労働局において、事業開始時期を変更し、再度公告入札を実施することとして、5月の第124回入札監理小委員会で審議したところです。その後、厚生労働省において、再度、検討を行い、再度公告入札は実施せず事業を廃止する、と御判断されたということです。厚生労働省職業安定局北條首席職業指導官により、これまでの検討の経過等につきまして、5分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○北條首席職業指導官 厚生労働省の首席職業指導官 北條でございます。今、御指示のありました「キャリア交流プラザ」の廃止の経緯について御説明申し上げます。

「キャリア交流プラザ」でございますけれども、これは中高年のホワイトカラーのためのグループワーク、セミナー等を行うための就職支援施設でございます。15年度から実施しておりますけれども、19年度から全国15か所のうち8か所が市場化テストの対象になりまして、7か所が国で実施するという形をとってまいりました。

その後、21年7月の時点の「公共サービス改革基本方針」におきましても、この3年間、さらに市場化テストを行うという方針でございました。

一方、行政刷新会議で事業仕分けがございまして、この中で、この事業も取り上げられ、事業仕分けの厳しい御判断をいただいたところでございます。その結果、自治体あるいは民間でやるというような評価結果になりました。これを受けて、私ども厚生労働省としては、自治体でもう既にやっている6か所については事業を廃止しよう。それから、9か所については、民間の競争入札でやりましょうということで、民間競争入札の手続に入ったわけでございます。

その結果、千葉・埼玉の2地域におきましては、落札者が決定して、契約締結に進んだわけでございますけれども、残る7か所については、職業安定法の違反とか、労働者派遣法に違反という事象が見つかりまして、資格を満たす落札者がなかったということ。その結果、入札不調ということになりました。

その結果、第124回入札監理小委員会におきまして、その旨を御報告し、さらに、その7か所について、入札の参加資格の緩和を行うかどうかということを検討したところ、ほかの入札案件との並びもあるというような事情もあり、これはこのままやりたいということを申し上げた次第でございます。その結果、再度公告入札ということに本来進むべきところでございました。

このペーパーの2ページにまいります。その後、どうして私どもが廃止の方向に向かったかということでございます。これはひとえに私どもの長妻厚生労働大臣の強いリーダーシップのもとで省内の行政事務事業の効率化・スリム化を図れと、不断の検討をしろというような厳しい御指示が毎日のように下るような状況がございまして、ちょうど私どもの事業も検討できないかというようなことがございました。

それから、2点目でございますけれども、各省でもある程度やられていたところと承知しておりますけれども、私どもも省内仕分けというものをやりました。外部からの御指摘だけではなくて、自ら仕分けをやるのではないかとということで考えまして。ちょうどその対象として、ハローワークの職業紹介業務が対象になりました。その中で、ハローワークの職業紹介の関連業務も併せて仕分けの対象になるという状況がございました。こういうその後の状況変化を受けまして、本事業の在り方そのものについてもう一度考え直さなければならないというようなことになりまして、慎重な検討をその後行ってまいったという次第でございます。

その結果でございますけれども、本事業は、利用者の就職率とか、アンケートの結果を見ても、満足度が高いということで、事業効果の点では、私どもは一定の評価を下せるものだと考えております。ただし、効果はあるけれども、その効果にかかるコストという観点で見ると、例えば就職1件当たりのコストが相当程度に上るという面があります。

例えば、これはどういうことかという、ハローワークで1件就職させるには、計算してみると、大体1件当たり6.6万円ぐらいかかっております。ところが、この「キャリア交流プラザ」の事業によりますと、民間の部分でいきますと33.1万円、国直轄実施の場合も28.7万円、合わせて、平均すると30.1万円という高いコストがかかっている。この6.6万円との比較で見ると、相当高いのではないかなという議論が省内でございました。

それから、これは行政の仕分けの方でも指摘があったわけでございますけれども、施設の借上経費が高い。これは、利用者の便を考えまして、駅前の特に利便性の高い民間ビルに入居しております。そこの土地・建物の経費が高いということでございます。例えばどういうことかという、1か所当たり、大体今までで5,300万円ほど平均して経費がかかっておりますけれども、そのうちの2,000万円ぐらい、約4割ぐらいがその借料にかかっている。それから、光熱水料・運営費の関係で、行政の費目と言うと、庁費と申しますけれども、これが600～700万ぐらい、13～14%かかっているということでございます。合わせると、半分以上が土地・建物借料、その入居のビル関係の費用ということで支弁されているということでございまして、これはいささか高い割合ではないかという御指摘もあったわけであります。

それから、3点目でありますけれども、再び公告入札を行って落札者を求めるという手続に入ろうとしたところで、事前に、再度公告入札に応じるような落札者の可能性について、民間の職業紹介事業者の団体の方から状況を確認しましたところ、事業者からの声としては、ほとんど可能性がないのではないかなという情報が入ってまいりました。なかなか難しい事業であるという評価もあり、一度だめになったものについて、ほかの事業者が手を上げるかという、そういうこともなさそうだなというような情報も入ってまいりまして、そういうことを総合的に勘案していきますと、ますます財政事情も厳しくなるという中で、省内の事務事業の効率化を求めるというような動きも日に日に厳しくなることもあり、存廃の可能性、あるいは問題点、ぎりぎりまで検討をした結果、8月末の時点で、最終的に大臣の御裁可がありまして、これは廃止すべしということになりました。

こういったことで、本来であれば、事前に委員会の方にもお諮りすべきであったところでございますけれども、こういった事情でございますので、廃止に至ったということで、何とか御理解賜り

たいと思います。

それから、2か所については、順調に落札もあり、契約にも進みましたので、これについては、3年間の契約ということで進めてまいりたいということでございます。

何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○樫谷主査 ありがとうございます。

何か御意見はございますか。

○稲生専門委員 1点だけ確認ですが、コストの話がありまして。民間で1件当たり33万円とおっしゃいました。あと28万円とおっしゃったのは、これはどの部分のコストですか。

○北條首席職業指導官 国の部分でございます。15か所のうち7か所については、国直轄でやってまいりましたので、そちらの方が28.7万円のコストだったということでございます。

○稲生専門委員 それから、66,000円とかとおっしゃっていたのは。

○北條首席職業指導官 ハローワーク本体の職業紹介1件にかかる経費でございます。「キャリア交流プラザ」は、ハローワーク本体の関連業務といいますか、周りの業務ということになりますので、その比較をしたわけでございます。

○稲生専門委員 勿論、事柄自体は、そういうことでお進みということで、単なる確認だけですが、コスト比較のときに、今回は、中高年のホワイトカラーの方を対象としているのがあって、むしろコストがかかって仕方がないのかなというのがあります。ハローワークは恐らく若年者も入っているわけですね。

○北條首席職業指導官 そうでございます。これは、年齢をつなげて見たときに6.6万円ということでございます。

○稲生専門委員 横並びで、66,000円ベースが出ちゃうとつらいところですね。

○北條首席職業指導官 なかなか計算上はとりにくい部分でございます。

○稲生専門委員 はい、わかりました。

○樫谷主査 ほかに何かございますか。

現在は、国が直接やっているところはないのですね。

○北條首席職業指導官 そうです。

○樫谷主査 全部民間でという方向だということですね。

○北條首席職業指導官 はい、そうです。

○樫谷主査 あとちょっと気になったのですが、落札者がいない可能性というときに、これは入札参加資格で、こういった事業をやっている団体、会社は、軒並み違反していたということですね。それがちょっと後出しじゃんけんではないですが、ハードルが少し高くなってしまった。そうすると、旧労働省か、厚生労働省全体かわかりませんが、入札参加資格を満たさない事業者がたくさん出てしまったということですか。

○北條首席職業指導官 ほかの案件でもございました。

○樫谷主査 ほかの案件で、例えば市場化テストをこの入札参加資格で行ったときに、入札者がいないというようなことが起こりかねないと思ったんですか。それはどうなんですか。

○北條首席職業指導官 違反をしてから1年空けるとクリアされるというか、元へ戻るということになりますので、来年度は大丈夫だと思います。

○樫谷主査 わかりました。

やめる理由は、主にコスト高ということが一番の理由だと、こういうことですね。

○北條首席職業指導官 はい、そういうことになります。

○樫谷主査 コストパフォーマンスが合わないということですね。

○北條首席職業指導官 はい。

○樫谷主査 わかりました。

よろしいですか。

事務局から何かありますか。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室、経済産業省入室)

○樫谷主査 続きまして、「計量士試験の試験実施業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、経済産業省産業技術環境局計量行政室吉川室長に御出席いただいておりますので、業務の概要とか実施要項(案)の内容等につきまして、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉川室長 経済産業省産業技術環境局計量行政室長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、「計量士国家試験実施要項(案)」について、概要を説明させていただきたいと思います。

まず、計量士国家試験は、計量法に基づきまして、計量士として計量器の検査や、そのほか、計量管理に必要な知識及び技能を有しているかを判断するものでありまして、その実施は、経済産業省計量行政室、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局、また、計量士国家試験委員会が行っております。

初めに、計量法について簡単に御説明させていただきます。計量法では、長さ(m)、質量(kg)、あるいは、時間(秒)等72の物象の計量の基準を定めるとともに、適正な計量の実施を確保するため、例えばはかりやタクシメーター、また、各家庭の電気メーター、ガスメーター、あるいは、水道メーター、ガソリンスタンドの燃料油メーター等、取引や証明に使われる18種類の特定計量器と言われる計量器につきまして、その技術基準、あるいは、定期的な検査・検定、こういったものを義務づけております。

その中で、計量士は、企業において、計量器の検査・計量管理を主な職務としておりまして、適正な計量を確保するための重要な資格であります。計量士には、一般計量士、また、濃度関係を扱います環境計量士及び騒音・振動関係を扱います環境計量士の3つの区分がございます。一般計量士は、生産工場や、百貨店、スーパーマーケット等で使用されている長さ計や質量計、体積計、温度計等の計量器の精度管理や計量管理を行っております。環境計量士のうち、濃度関係の区分の計

量士は、工場から排出されるばい煙や大気中の有害物資・悪臭物資、こういったものの測定や、水質・土壌等の汚染状況の測定を行います。また、騒音・振動関係の区分の計量士は、工場や建設工事、道路・鉄道等の騒音や振動の測定を行います。こういった環境計量士は、主に都道府県知事の登録を受けた計量証明事業所に所属しております。

計量士試験は、例年3月上旬の日曜日に、年1回、全国9か所の試験地で一斉に実施しているところでございます。昨年度は、3つの試験区分合計で約11,000名が受験願書を提出しております。

実施要項を見ていただきますと、2～3ページにございますように、試験科目は3つの区分に分かれておりまして、共通の2科目を試験区分に応じまして、専門科目2科目の計4科目を受験しまして、各科目ごと試験時間は70分で、25問のマークシート、5肢択一方式で行っております。

それでは、実施要項の4～11ページにございますけれども、具体的な市場化テストの対象となります事業を御説明いたしますが、その前に、全体の流れを把握する意味でも、恐縮でございますが、一番最後のページに、従来の実施方法ということで、表が1枚ございます。これを見ていただきますと、真ん中の縦に長い実線の四角の中に、計量士国家試験委員会がございまして、ここは、試験問題作成に係る事務と、左側の計量行政室が行っている事務のうち、実線の四角で囲ってあります官報告示、あるいは、試験問題の原稿作成、あるいは、合格者決定に係る事務、こういった実線囲みの部分につきましては、引き続き、計量士国家試験委員会、及び計量行政室が行いまして、それ以外の事務を今回市場化テストの対象と考えております。

それでは、戻りまして、4ページからになりますけれども、市場化テストの実施期間ですが、平成23年4月～26年3月、この3年間が対象となっております。

対象の事務を順番に申し上げますと、4ページ(3)④イの全国9か所の試験会場の確保事務から順番に申し上げます、ロの受験案内、受験願書の印刷、配布、受付、審査、あるいは、データ処理、受験票の発送等の事務、そして、ハがありまして、出願者の試験会場の割付事務、それから、7ページのニとして、試験問題・答案用紙等の印刷・梱包・発送等の準備。それから、ホ、試験実施に係る事務。そして、答案内容のデータ作成事務、あるいは、合格証書の作成関連事務、その後、チでございますけれども、合格者用の案内手引きといたしまして、「計量士になるためには」という冊子がございます、この印刷事務。それから、リでございますけれども、合格証書等の発送事務等がございます。

それから、11ページの下から13ページまでに記述がございますが、これら実施に当たりまして、確保されるべきサービスの質に関してでございますが、こちらは、全国9か所で一律に公正かつ確実に試験を実施し、事務処理を行う必要があるという試験の性格から、先ほど申し上げた試験会場の確保から、試験実施に係るそれぞれの段階での事務や、答案内容の処理事務等、試験に係る事務をミスなく、確実にを行うための項目を中心に考え、列挙しているところでございます。

また、請負報酬の支払につきましては、14ページの④をごらんいただければと思いますが、こちらに記載しておりますように、民間事業者によりまして、試験問題の漏洩、あるいは、正味の試験時間の大幅な確保漏れ、こういったものなどによりまして重度の不備が生じた場合、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合の取扱いといたしましては、これは、重度の不備が該当する、

先ほど申し上げた 2. の (3) ④のロ〜リに係る各業務の契約金相当額の支払を行わず、契約を解除することができる」と記載しております。また、このような重度の不備に当たらなくても、受験願書の受付や試験実施等に関する軽度の不備が生じた場合には、民間事業者は改善計画書を提出しまして、請負報酬の額の減額について、計量行政室と協議を行うものとしております。また、この場合の減額内容は、各事務ごとの契約金相当額の 5 % としております。また、⑤に記載がございますように、出願者数の増大に伴う請負報酬額の見直しについても記載しております。出願者数が 10% 以上の増加や大幅な減少によりまして、会場の変更や追加、また、試験実施スタッフの人数の大幅な増減、あるいは、試験問題の印刷物の大幅な増減などによる当初費用との大幅な差が出るような場合には、請負報酬額の見直しを行うことができるとしております。

最後であります、評価の基準につきましては、18 ページの 6. をごらんいただければと思います。評価は、総合評価方式とさせていただきます、その中で、技術評価点として、経理的基盤や実施体制などの必須項目の基礎点を 30 点といたします。19 ページの加点項目審査のところでは、実施体制や事業計画に情報セキュリティやデータ処理を確実に行うための創意工夫や、これまでの全国規模の試験実施に係る実績、こういったものを評価しまして、20 点を加点といたします。そのほか、入札価格に係る評価点といたしまして 30 点の合計 80 点ということで点数配分をしているところでございます。

簡単ではございますが、計量士国家試験の概要は以上でございます。ありがとうございました。
○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関して、御意見・御質問があれば、よろしくお願いいたします。

○渡邊副主査 今回の御説明の中の、14 ページの (5) ④には、民間事業者の業務終了の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合には、2. (3) ④の業務に係る契約金相当額の支払を行わない、契約を解除することができる」と書いています。2. (3) の④の業務は、試験全体にわたる業務で、いずれかの業務に問題があれば、とにかく一切支払いませんということを書いてあるのではないかなと思うのですが、違いますか。

○吉川室長 書き方がわかりにくいのですが、御説明で申し上げたのは、重度の不備が該当するような 2. (3) ④の各業務が対象ですから、契約額全体ということにはならないと考えております。

○渡邊副主査 そうだとすると、書き方としては、不備があった各業務におけるとか、そういう書き方になると思います。今の書き方のままだと、全体に読めてしまうことになる。それが 1 点目です。

2 点目は、私の素朴な疑問ですが、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合というのは、必ずしも無効になったというわけとは違うと思います。そういうときに、解除するかどうかということは別に置いて考えると、支払をするかしないかというよりも、計量行政室が代金の支払債務を負っておられて、他方、不備によって生じた損害について損害賠償請求債権を持たれる。これを相殺する結果払わなくていいということで、支払わないということになると思います。例えば、極端な「無効になった場合」を考えると、確かに、もう一回試験をやらなければいけないので、それに

費用がかかり、相殺すると、一切払わなくていいという事態は十分あると思います。「試験の有効性に影響を及ぼした場合」が、例えば有効性に影響を与えるような場合、確かに問題の漏洩はそうかもしれないのですけれども、例えば、70問あったうちの5問漏洩があったとして、本当にそれは試験を無効にするのでしょうか。どの試験とは申しませんが、報道されているいろいろな試験の対応を見ていると、もう一回やらずに、試験自体はその有効性は保ったまま、その問題についてだけカウントしないという対応であったりすると思います。そういう場合に、一切支払わないということになると、再度、試験をやる必要もなく、民間事業者は確かに漏洩があったことは問題とはいえ、ある意味ただ働きをするという形になって、それがいいのかというのは1つあると思います。

支払わないという趣旨が、一切相殺して支払わないという趣旨なのか、とりあえず止める趣旨なのか、ちょっとわからなかったところもあります。一切まるっきり支払いませんと言うと、ある意味計量行政室が、相手が与えた損害以上のところで利得を得てしまうという関係にあるので、ここはもう少し整理していただいて、どういう場合に何を払わないのかというのを整理していただかないとちょっとフェアではないように思われます。民間事業者にとってフェアではない事態が生じない配慮も必要だと思います。

また、「解除することができる」というのはそのとおりであると思うのですけれども、結局、解除した結果、民法の原則に戻って遡及して無効とするのか、損害賠償請求はできると思いますけれども、それまでやったものについては有効なままとするのかとか、少し明確にした方がよいと思います。後で出てくる、25ページの⑫の契約の解除のところは、解除した場合と書いてある一方で、実施した期間にかかる請負報酬を支払うと書いておられるので、実質的に、きちんと業務を提供した部分については払いましょうということだと思います。しかし、そうであるとする、解除することができると同じ文言は使っていても、効果は全然違うことが書いてあるので、この辺りを少し整理していただいて、漏洩は確かに悪いことは悪いのだと思うのですけれども、フェアになるような対応と、ほかの条項との整合性、それを少しお考えいただいたらいいのかなと思いました。

以上です。

○吉川室長 私どもは、特別に何かここで厳しくということは考えておりませんので、そこはなるべく全体に合わせながら考えていきたいと思います。

○稲生専門委員 私は法律が専門ではないので、質問だけなんです、1点目が、14ページの先ほどの議論になった④の上の③ですけれども、枠組としては、年度の仕事をきちんとやってもらって、クレーム処理をする。その結果、②で書いてあるように、お金が支払われるという枠組があって、そうすると、民間さんの資金繰りがきついだろうから、例えば③では、民間さんに一種のフェーバーというか与えるために、性質上可分な区分がもし終わったのであれば払ってもいいですよというようなことだと思うのですけれども。この場合で言う、試験業務で言う「性質上可分な業務」のイメージですけれども、例えばどんなものを想定されているのかなと、これは質問でございますが、これが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、19ページでございますが、18ページ目以降に評価の話がありまして、技術評価と価格評価があります。19ページのロに中ほどですが、加点項目があって、

審査基準が「相対評価」という書き方がしてあるのですが、これが意味するところは、1位、2位、3位ということで点数を割り振るという意味での相対評価なのか。あるいは、比較をしながら、絶対評価というのは変な言い方かもしれませんが、つまり、5点が2社出てもいいのかどうかとか、そこだけちょっと確認ですが、お聞きしたいということです。これは採点のときに困ると思いますので、それは多分はっきりした方がいいと思います。これが2つ目でございます。

それから、3つ目が次のページですが、これはやや細かいところで、加点項目のうちの4つ目のd)のところですが、試験運営に必要な拠点が現地にあるとかないとかという話がありまして、あえてこれがある必要がどうなんだろうなということがちょっとあるものですから、勿論、現地に足場があればいいのだろうなと思いつつも、「協働するパートナー」みたいなやや抽象的な言い方が入っているものですから、ちょっと民間さんにとっては混乱するのかなということがありまして。つまり、現地に足場がない場合には、本来地元の業者とかと一緒にタッグを組んで入札することを原則として考えておられるのかとか、ちょっとそこらへん考え方だけなんですけど、お聞きできればと思います。

それから、最後4つ目ですけれども、33ページです。「従来の実施に要した人員」でございまして。大分細かい説明書きがあって、ここら辺は民間さんにとっては有益な情報が結構入っているなと思っております。逆に、細かく書いてあるものですから気になるのが、33ページの真ん中から下のところに文言がいろいろと書いてございまして、2つ目の括弧のところで、(業務の繁閑の状況)があります。10月～11月まではとか、あるいは、2月上旬とか、3月上旬が忙しいんだということ、この時期に臨時の非常勤職員を雇用しているというのがあるのですが、せっかくここまで書くのであれば、何人雇用しているのかとか書いてあげた方がよりいいのではないかなということを感じています。このほかにも、もし繁閑で差が出ている場合で、人数の表示がないのであれば、もし可能であれば、民間さんのために、せっかくですから情報を出していただいて、何人雇用しているとか、そこらへんをもし書いてあれば教えてください。ないのであれば、御明示いただければ、より親切なのではないかなと考えてございます。

以上、細々した質問で恐縮ですが、4点ほどお願いしたいと思います。

○吉川室長 私の方から最初にお答えさせていただいて、補足もあるかもしれません。一点目でございますけれども、「性質上可分な業務」ということですが、一番最後のページにございますように、試験の実施事務なものですから、その場面場面に印刷あるいは発送ということで、ある程度かちっと固まった事務がございますので、そういったところをうまく分割して、例えば願書の印刷とか、あるいは、試験問題の印刷とか、あるいはその発送とか、そういったところをうまく分けられると考えております。

○稲生専門委員 ですから、例示をしますとか。もし、それがあんまりうまくできないのであれば、説明会で補っていただくとか、これは、逆に言うと、民間さんにとっては有意なところだと思いますので、是非、そこらへんは積極的に御説明いただくといいかなと思います。

○吉川室長 それから、2番目でございますが、「相対評価」は、先ほど例示がございましたけれども、後者のことではございまして。特に、全体のランクをつけるということではなくて、レベルを

見て、それに合わせた形で比較しながら評価するという事で考えております。

それから、3番目は。

○稲生専門委員 現地パートナーの話。加点項目だから、あればいいなということは勿論理解はしているのですけれども。

○吉川室長 9か所で一斉に行う試験なものですから、段取りとしては、全く土地カンのない方が行ってやられるのはなかなか難しいと思ひまして、全国に拠点があれば、加点項目の対象としたいということで考えております。

○稲生専門委員 逆に、従来はどういうふうに。やっぱり現地の。

○吉川室長 局がごさいます。

○樫谷主査 これは内部ですね。

○吉川室長 はい、そうです。

○稲生専門委員 わかりました。

○多田課長補佐 4つ目の質問にお答えします。33ページです。ここの非常勤職員が0.4や0.5などがありますが、これは日雇いや一定期間、数か月間雇ったときに、年間を通してどのぐらいの業務量かということを示して0.5というように示しております。実際に、非常勤を何人かといったときに、人によって1か月だったり、本当に忙しい何日間だったりするので、それを延べ人数で示すとなると、どんなものかなと思います。ただ、表記の仕方としては、先ほど言われたように、何人というところを、通して延べ何人というような表記の仕方はできると思うので、そこはちょっと工夫して検討してみたいと思います。

○稲生専門委員 可能な範囲で結構ですけれども、大台とか繁忙とかといったときに。

○多田課長補佐 そういったときに何人ぐらいが非常勤かということですね。

○稲生専門委員 そうですね。可能であれば結構です。

○多田課長補佐 わかりました。ちょっと検討をしてみたいと思います。

○樫谷主査 期間が平成26年3月末までの実施期間ですが、これだと、最後の試験の合格通知の発送までをやるわけですね。その関係はどうなるのですか。5月ぐらいに合格通知まで発送することになりますね。3月だと、まだ中途半端で、試験は確かに3月で終わっているけれども、3月末でやめしまうと、合格通知は次の人がやることになってしまうので、どういう趣旨なのでしょう。次の人と多少並行する可能性が出てしまいますね。

○多田課長補佐 13ページの終わりから14ページのところ、ここは支払いに関する部分ですけれども、ここでは23年度、24年度、25年度各々の事業の範囲を決めています。最終の25年度は、前年度の「トからヌ」となっていますので、24年度の合格書の関連業務、答案データ作成業務、合格証書を作成して、それを発送するまでの業務と、それから、25年度の「イからトまで」ということで、3月までの業務であるトまでの業務、つまり、合格書の発送のみの業務や合格書の中に一緒に入れます合格者用案内の手引き作成のチの業務は除いて、3月までで終わった業務ということで考えております。

○樫谷主査 途中で切れてしまうということですね。

○多田課長補佐　そうです。

○樫谷主査　段取りとしては、特に問題はないのですか。

○多田課長補佐　そこは3月の終わるところでちゃんと引き継ぐ形にして、もし、次の民間事業者が決まっているのであれば任せますし、私どもでやるということであれば私どもがやるということで、引継はきちんとやるということです。

○樫谷主査　終わるまでやった方がいいのかなと、単純な意見ですが。

○多田課長補佐　引継の話は、4ページの(3)の③の口に、契約期間の満了に伴い、引継を受けるものとする、と、計量行政室が受けるということに一応決めております。

○樫谷主査　民間業者の後任の人は、4月からいきなり合格書の印刷業務とか発送業務。そんなに難しい話ではないですね。

○多田課長補佐　とりあえず、一度は計量行政室が引き継いでいくというように考えております。

○樫谷主査　そんなに難しい話ではないと理解すればいいわけですね。

○多田課長補佐　はい。

○樫谷主査　それから、29ページで、本省でやるものとか、各地方でやるものがあるのですが、このトータルの数字が、例えば本省の場合に、19、20、21年があって、「本部小計(A)」がありますね。700万、1,200万、1,300万。これは本省だけでかかった数字だと思うのですが。これはどういうふうに読めばいいのか。地方も同じように。地方の方は、逆に、札幌を見ますと、19年度が170万、120万、120万ですね。同じように、仙台の方もそうなのですね。東京の方は、900万、750万と。こういうふうにちょっと振れているので。これは何かの説明をつけてあげないと。

○多田課長補佐　32ページですけれども、(注記事項)の「委託費等」に、実は、試験当日のスタッフの手配ですね。今まで、19年度は各地方局でやっておりました。20年度から、あるいは21年からは、20年度は6か所、21年は7か所、これは本省の方で一括やるということで、本省の20年、21年が増えているのはその分です。逆に、その分が地方の方は減っているということです。

○樫谷主査　それから、31ページの最後の数字が「合計(C) + (D)」が多くて、これをどう読めばいいのかですね。31ページの真ん中の「合計(A) + (B)」は、3,600万。これは大体平均的にかかっているわけですね。参考値に書いてある、間接部門にかかる経費がありますが、この入札する人としては、3,600万の方を見ればいいのか、間接部門にかかる経費も併せて見ないといけないのか、これはどういうふうに。減価償却費なんかはいいと思うのですが、間接部門の説明をいただいていますね。

○多田課長補佐　直接的にこの事業にどれだけの経費がかかるか。今度入ってくる民間事業者さんがどのぐらいの経費かという部分は、この直接経費の部分ですね。ですから、3,600万という数字が中心になると思います。これは、本省あるいは地方局で、この計量士試験のことをやっていたものの直接担当していた人たちの人件費と、それから、その事業にかかったいろいろなもの、事務的、物件の経費、こういうもののカウントでございます。

間接部門の参考値で載せている方ですが、これは、役所なものですから、この業務をやるに当たっては、直接担当者だけではなくて、本省・地方を含めて、会計の部門、それから、コンピュータ

などを使いますから、システムの部門、それから、人の配置、人事の部門といった関係者、いわゆる間接部門の対象はかなり広範囲におりまして、通常よりもかなり大きな額が載っていますけれども、今お尋ねの民間事業者がこういう事業をやるに当たってはどの金額かと言われた場合は、直接経費が参考になる数字ではないかと思います。

○樫谷主査 これは本当の意味の参考で、いわゆる本部経費みたいなものですか。

○多田課長補佐 役所の中で、この業務を直接担当ではないけれども、支援している管理部門のいろいろな人件費なり設備費なり、パソコンとか使いますから、そういう人たちの経費ですね。その他の経費ということです。

○樫谷主査 民間でも、直接経費だけではなくて、管理部門があると思うので、これ以外に、こんなに管理にかかっていると思われてしまうと、どう判断すればいいのかなとちょっとお伺いしたんですね。そんなに大きなスペースを使うとかということではないのですね。

○多田課長補佐 地方産業局、地方の組織、全国で9か所、それぞれ各地点に出先の機関があります。その体制の人たちと、それから、いろいろな物件がありますので、そういうものも入った数字です。

○樫谷主査 間接部門費の算定は、物件費の総額を人数において案分したらこうなったということですね。

○多田課長補佐 はい。

○樫谷主査 35～37ページで書いていただいているように、上の方で、印刷ミスとか、試験問題とか願書の印刷ミスがあったという、この辺は減額の、これはある可能性が高いと見ているわけですか。試験問題の印刷ミスは毎年ありますね。

○吉川室長 これまでにあったミスは役所側のものですので、今回、例えば委託したとしても、そのミスについて、事業者が減額云々するというものではございません。

○樫谷主査 印刷ミスというのはどういったことですか。

○吉川室長 印刷の校正関係で、平仄を揃えたり、そういうときにミスが出てくる場合がございます。

○多田課長補佐 これは実際に3年間印刷ミスということで挙げておるのですがけれども、19年、20年は文言がダブって印刷されていたものです。20年の場合は、J I Sの記号のZがCになっていたものです。その間違いは、そういうJ I S記号は無いので、わかっている人にはわかることですがけれども、そういうミスがありました。

○樫谷主査 減額には直接かかわってこないのですか。5%というのがありましたね。これは経産省のミスなのか、業者のミスなのか。

○吉川室長 校正は私どもでございますので。

○多田課長補佐 業者と一緒にやっておりますので。

○樫谷主査 これは必ずしも業者の方のミスということではないということですね。

○多田課長補佐 はい。

○樫谷主査 よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○事務局 今、計量士試験の実施要項（案）で幾つかご指摘いただいたところがありますので、早々に文章、言葉の修正をしまして、また、委員の先生方に修正（案）を見ていただいた上で、その後の手続を進めていきたいと思います。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、経済産業省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようによりしくお願いしたいと思います。これは修正後に意見募集をするということですね。

○事務局 はい。

○樫谷主査 また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました